平成２７年（フ）第１７６３号
名古屋市北区杉栄町４丁目82番地の１　レオパレス杉栄202号
債務者　髙橋　　香
1　決定年月日時　平成27年11月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年１月25日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２７年（フ）第２９６号
愛知県一宮市文京１丁目４番13号
債務者　田村　順子
1　決定年月日時　平成27年11月30日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年１月25日まで
名古屋地方裁判所一宮支部

平成２７年（フ）第３０３号
愛知県江南市松竹町西松竹255番地
債務者　伊藤　理美
1　決定年月日時　平成27年11月30日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年１月25日まで
名古屋地方裁判所一宮支部

平成２７年（フ）第２２４号
香川県高松市扇町３丁目８番６号　プラム302号
債務者　森　　裕美（旧姓田村）
1　決定年月日時　平成27年11月30日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年１月25日まで
高松地方裁判所民事部破産・再生係

平成２７年（フ）第２４３号
香川県高松市十川東町587番地６　ニュークレインハイツＡ103号
債務者　岡本　裕子（旧姓飯田）
1　決定年月日時　平成27年11月30日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年１月25日まで
高松地方裁判所民事部破産・再生係

平成２７年（フ）第２５９号
香川県高松市六条町861番地
債務者　香西　　卓
1　決定年月日時　平成27年11月30日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年１月25日まで
高松地方裁判所民事部破産・再生係

平成２７年（フ）第１５２７号
福岡市東区原田１丁目24番37―705号、前住所福岡市東区原田２丁目17番14―501号
債務者　井上　洋二
1　決定年月日時　平成27年11月26日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年１月25日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２７年（フ）第１５４５号
福岡県糟屋郡宇美町宇美4336番地６　フレグランス美久里Ｃ―101号、住民票上の住所大分県由布市庄内町高岡1655番地２
債務者　佐藤由紀子
1　決定年月日時　平成27年11月25日午後２時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年１月25日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２７年（フ）第１５５８号
福岡県宗像市日の里５丁目１番　10棟305号
債務者　田中　惠子
1　決定年月日時　平成27年11月26日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年１月25日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２７年（フ）第１５６５号
福岡市博多区那珂１丁目36番３―102号
債務者　岩丸　　毅
1　決定年月日時　平成27年11月26日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年１月25日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２７年（フ）第１５７８号
福岡市東区西戸崎２丁目14番１―201号
債務者　半田　節代
1　決定年月日時　平成27年11月26日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年１月25日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２７年（フ）第１６１０号
福岡市中央区大宮２丁目６番13号
債務者　松永　卓也
1　決定年月日時　平成27年11月24日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年１月25日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２７年（フ）第１６１１号
福岡市中央区大宮２丁目６番13号
債務者　松永磨依子（旧姓山路）
1　決定年月日時　平成27年11月24日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年１月25日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２７年（フ）第１６２３号
福岡市中央区大名１丁目２番41―406号
債務者　竹内　優子（旧姓中島）
1　決定年月日時　平成27年11月24日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年１月25日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２７年（フ）第１６３２号
福岡市西区上山門１丁目６番18号
債務者　宮本　信哉
1　決定年月日時　平成27年11月24日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年１月25日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２７年（フ）第１１４号
長崎県大村市本町462番地１　三原ビル302号、住民票上の住所長崎県大村市木場２丁目762番地13
債務者　白幡　香織（旧姓村瀬）
1　決定年月日時　平成27年11月30日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年１月25日まで
長崎地方裁判所大村支部破産係

平成２７年（フ）第３１９号
大分市大字森町1086番地の22
債務者　小牧　博美
1　決定年月日時　平成27年11月30日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年１月25日まで
大分地方裁判所民事第１部破産再生係